

(電子版)



2022年 第36号 2022年11月1日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール [info@jikosoren.jp](mailto:info@jikosoren.jp)

ホームページ→



## 12月以降 地域特例・業況特例は撤廃 雇調金・休業支援金、特例措置が縮減

厚生労働省は10月28日、来年3月末までの雇用調整助成金、休業支援金の特例措置等の方針を発表し、12月以降は地域特例・業況特例が撤廃され、他の特例措置も縮減されることとしました。

雇調金の特例措置については、特に業況が厳しい事業主については経過措置として2023年1月まで助成率が最大9/10、日額上限額が9,000円となります（中小企業）。来年4月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、改めて発表するとしています。

**雇用調整助成金等** 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合（※1）

		2022年 10~11月	2022年12月~ 2023年1月	2023年 2~3月
中小企業	原則的な措置 (※2、※5)	4/5(9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	—	
	特に業況が厳しい事業主 (※6) 経過措置	—	2/3(9/10) 9,000円	—
大企業	原則的な措置 (※2、※5)	2/3(3/4) 8,355円	1/2 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	—	
	特に業況が厳しい事業主 (※6) 経過措置	—	1/2(2/3) 9,000円	—

(※1) 2021年1月8日以降の解雇の有無で適用する助成率を判断。

(※2) 生産指標が前年同期比（2023年3月までは、2019~22年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、

2022年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

- (※3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する 基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、2022年4月以降は毎月業況を確認している。
- (※5) 2022年12月～2023年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。
- ・クーリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。
  - ・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、2022年12月1日～2023年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。
  - ・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。
  - ・これまでコロナ特例を利用せず、2022年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。
- (※6) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

#### 休業支援金等

		2022年 10～11月	2022年12月～ 2023年3月
中小企業	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	—
大企業 (※7)	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	—

(※7) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(※3)。なお、地域特例については月単位での適用とする。(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)